

第 32 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年10月4日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 32 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年10月4日(月曜日)

午後1時0分開議

午後1時11分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について
- (3) その他

出席委員(14人)

委員長	西岡勝成
副委員長	前川 收
委員	山本秀久
委員	村上寅美
委員	渡辺利男
委員	早川英明
委員	中原隆博
委員	馬場成志
委員	大西一史
委員	氷室雄一郎
委員	吉永和世
委員	溝口幸治
委員	鎌田 聡
委員	船田公子

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 駒崎 照雄

次長 内田 安弘

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 野田 正広

環境保全課長 松島 章

水環境課長 田代 裕信

水俣病保健課長 田中 義人

水俣病審査課

環境生活審議員 谷川 良徳

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上 智彦

議事課課長補佐 平田 裕彦

午後1時開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第32回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会に1名の傍聴の申し出があつておりますので、これを認めます。

また、谷崎次長は、公務のため上京中ですので、欠席でございます。

それでは、議題に入ります。

8月11日の特別委員会以降の水俣病被害者対策に関する状況について、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づきまして、田中水俣病保健課長、寺島水俣病審査課長及び野田環境政策課長に説明をお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。着座して御説明をしてよろしゅうございますでしょうか。

○西岡勝成委員長 はい、どうぞ。

○田中水俣病保健課長 ありがとうございます。

それでは、説明資料の1ページの方をお願いいたします。

8月11日に開催をされました特別委員会以降の水俣病対策の主な経緯につきまして御報告をいたします。

まず、9月1日、ノーモア・ミナマタ東京

訴訟につきまして、東京地裁から和解勧告が出されました。

9月7日、国が、被害者救済のための一時金に係るチツソに対する貸し付けについて、予備費支出を閣議決定されました。

9月9日、県議会が、臨時会を開催いただきまして、一時金に係るチツソに対する貸し付けのための補正予算を議決いただいております。

2の新たな救済策の取り組み状況についてでございます。

まず、和解所見に基づく救済についてでございますが、対象者数は2,497人でございます。

第三者診断につきましては、5月15日から開始をいたしまして、随時実施をいたしております。

判定につきましては、5月30日に第1回目の第三者委員会を開催し、年内の和解に向けまして月1回をめどに開催をいたしております。

次に、特措法に基づく救済についてでございます。

申請総数は2万5,545人で、一時金を御希望の方が、下の箱の表の中の小計のところに記載をしておりますとおり、1万803人でございます。

公的診断につきましては、6月3日から開始をいたしまして、随時実施をいたしております。

判定につきましては、6月27日に第1回目の判定委員会を開催いたしまして、月数回をめどに開催をいたしております。

2ページ目をお願いいたします。

(2)の今後の県の姿勢及び役割についてでございますが、これにつきましては、前回御報告をしたところから変更がございませんので、簡単に御説明をさせていただきます。

和解所見と特措法による救済につつま

て、それぞれ診断や判定が円滑かつ迅速に実施できるように、最大限の努力をいたしております。

水俣病保健課、以上でございます。

○寺島水俣病審査課長 着座にて御説明させていただきます。

○西岡勝成委員長 どうぞ。

○寺島水俣病審査課長 3ページをお開きいただきたいと思います。

認定業務、それから裁判の関係、簡潔に御説明させていただきます。

3番、認定業務の状況でございますが、(1)申請の状況は、最高裁判決以降、4,248人でございます。

(2)の検診の状況は省略をさせていただきます。

(3)認定審査会の開催につきましては、今後も、検診の状況などを勘案しながら開催していくことで考えていきたいと思っております。

それから、4番でございます。

水俣病に関する裁判の状況でございますが、現在、国家賠償等請求訴訟が4件、そのうちの3件は、既に和解協議の方に移っております。また、認定義務づけなどを求めます行政事件関係の訴訟は3件でございますが、これは8月11日の特別委員会の方でも説明し審議もいただきましたけれども、大阪地裁に提訴されておりました棄却処分を取り消し及び認定義務づけを求める訴訟につきましては、7月16日に県敗訴の判決が言い渡され、県は、これを不服として、7月22日に大阪高裁へ控訴しております。

それから、最後の米印のところですが、訴訟一覧を次のページに載せておりますけれども、詳細な説明の方は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○野田環境政策課長 環境政策課でございます。

資料の5ページをお願いします。済みません、座ったままで説明させていただきます。

○西岡勝成委員長 はい、どうぞ。

○野田環境政策課長 (1)制度の概要につきましては、前回御説明しましたので、省略をさせていただきます。

(2)貸付予定額です。これも前回説明しましたとおりでございますが、475億5,190万円、内訳は、国庫補助金が85%、県は、県債を起こしまして15%を調達するというものでございます。

(3)臨時県議会以降の貸し付けの進捗状況でございます。

先生方にお世話になりまして臨時議会開いていただきまして、おかげで、順調に貸し付けが実施されたところでございます。

9月14日に国庫金を受け入れ、翌15日に財団法人水俣・芦北地域振興財団の理事会を開催し、補正予算を議決いたしました。9月21日に一時金の県債を借り入れまして、9月22日、県から財団へ出資しまして、9月24日、財団からチッソへの貸し付けを実施したところでございます。

なお、10月1日から一時金の支給が始まったということで、チッソの方から報告を受けているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。——何もないですか。

○鎌田聡委員 認定業務の状況についてお伺いしたいんですけども、認定申請者数が8月末で4,248人ということですが、現在も、この認定申請者というのは出てきているのでしょうか。

○寺島水俣病審査課長 資料の方では、8月31日現在ということで、4,248名ということで書いてございますが、8月あたりから特措法の方からの手続の方の関係が進む関係で、取り下げの方が出てきたりしております。

それから、特措法の関係もございまして、新たな申請というのはもう減ってきておりますので、例えば8月で申し上げますと、取り下げの方が、8月取り下げが269人出ておまして、8月の新規の申請は、2人というような状況で、7月から比べますと、その分、260数名減っていると。差し引きしますとですね、そういう状況でございます。

○鎌田聡委員 特措法に進められて起き上がっていくということだと思いますけれども、ただ、まだ4,200人ぐらい申請者がいらっしゃいますので、まさに検診の促進ということはやっぱりやっていかなきゃならないと思いますので、それとあわせて、その状況勘案して、認定審査会も状況進めていかなきゃならないと思いますが、検診は今促進しているのでしょうか。

○寺島水俣病審査課長 当然検診の方は進めておりますけれども、先ほど御説明しました特措法あるいは和解の方の救済というのを一生懸命進めておまして、そちらの関係で、県職員だけでなく、ドクターの方と申しましょうか、先生方の方にも大変お力添えをいただいております。

そういうことで、検診、それから審査会の開催につきましても、昨年度と比べますと少しペースが落ちているという部分はござい

して、その辺は我々ももちろん努力しなければ、これからもいけないというふうに思っております。

審査会につきましても、今後も、先ほど御説明いたしましたように、これからも開催していくというところで、委員の先生方との日程調整等、今進めているところではございません。

○鎌田聡委員 特措法の取り組みも加わって、今年度は、非常に検診状況、認定審査会の状況厳しいと思いますけれども、あらゆる手段で救済をしていくということですから、特措法だけじゃなくて、やっぱりいろんな取り組みの門戸は開いて、それについて促進もしていかなきゃならないと思いますから、ぜひ、大変でしょうけれども、頑張りたいと思います。

○寺島水俣病審査課長 これからも努力してまいりたいと思います。

○西岡勝成委員長 ほか、ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 ないようでございますので、次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に移ります。その他として何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 ないようでございます。

私から一言ごあいさつを申し上げたいと思いますが、10月1日から一時金の支払いも始

まったことですので、引き続き、目標に向かって、公的診断や判定を着実に進められるように執行部に私からもお願いをしております。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして本委員会を終了いたします。

お疲れでございました。

午後1時11分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長